

民事裁判情報の活用の促進に関する 法律の概要と実務への影響

法務省大臣官房司法法制部 参事官
石田佳世子 Kayoko Ishida

東京地方裁判所 判事
大久保直輝 Naoki Okubo

I はじめに

令和7年5月23日、「民事裁判情報の活用の促進に関する法律」（令和7年法律第49号。以下「本法律」という。）が成立した。本法律は、民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における電子判決書等の内容に係る情報（民事裁判情報）について、法務大臣の指定・監督する民間の法人（指定法人¹）が最高裁判所から取得し、必要な仮名処理を行った上で、利用者に有償で提供する制度（以下「本制度」という。）の創設等を内容としている。

本法律は、令和4年10月に法務省に設置された有識者会議（民事判決情報データベース化検討会。以下、単に「検討会」という。）における令和6年7月29日付報告書の提言等を踏まえて、第217回通常国会に法案提出されたものである。検討の経過の参考として、本誌75巻11号（2022年）「民事判決情報のデータベース化について」、76巻4号（2023年）「民事判決のオープンデータ化と今後の展望」を参照されたい。

本稿では本法律の概要について紹介するとともに、実務に与える影響について若干の考察を

する。なお、本稿中意見にわたる部分は筆者らの個人的見解である。

II 本法律の内容

1 本法律の目的及び概要

近時のデジタル化の進展により、民事裁判情報について、その内容を個別に分析するとどまらず、全体を通じた傾向分析や、より精緻な統計分析、機械学習の素材とすることによる高品質な法的サービスの提供等、新たな活用をすることが技術上可能になった。令和4年の民事訴訟法等の改正により、民事訴訟手続のデジタル化が図られ、今後は判決書等も電磁的記録として作成されるようになるため²、個別にみれば必ずしも先例性や社会的関心があるとはいえないものも含め、あらゆる事案に係る民事裁判情報について更なる活用の可能性が生じている。本法律は、このようにデジタル社会の進展により民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のための基盤の整備を図り、もって創造的かつ活力ある社会の発展に資することを目

1 「指定法人」とは、行政実務上の用語であって、一般的には、特別の法律に基づき特定の業務を行うものとして行政庁に指定された民法上の法人と理解されている（宇賀克也『行政法概説Ⅲ——行政組織法／公務員法／公物法【第6版】』（有斐閣、2024年）335頁参照）。

2 改正法の附帯決議（衆・参法務委員会）においては、「訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。」とされている。